



2019

健康経営優良法人
Health and productivity

認定証

(中小規模法人部門)

法人名 **アツミニエキ株式会社**

貴法人は、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」の取組が優良であると認められました
よって、ここに「健康経営優良法人2019」
として認定します

経済産業省及び厚生労働省と共に、今後一層
取組を推進されることを期待いたします

2019年2月21日

日本健康会議



(別添2)

認定基準適合状況説明書

(項目番号 3-1-1 ①定期健診受診率 (実質 100%))

【適合基準】以下①②のいずれかに該当すること

- ① やむを得ない理由がある者を除き、労働安全衛生法に基づく定期健康診断における直近の受診率が 100%であること
- ② やむを得ない理由がある者を除き、労働安全衛生法に基づく定期健康診断における直近の受診率が 95%以上であり、未受診者に対しては、早期に受診するように適切な受診勧奨を行っていること

記載欄							
定期健康診断実施日(期間)	平成 30 年 2 月 10 日 ~ 平成 30 年 10 月 1 日						
常時使用する従業員数 ※申請書 P2「常時使用する従業員数」①～④の合計人数を記載	92 人	対象者数(a)	92 人	受診者数(b)	92 人	未受診者数	0 人
常時使用する従業員数と対象者数が一致しない場合、その理由							
受診率 (b/a×100)	100 % (平成 30 年 10 月 2 日時点)						
受診率が 95%以上 100%未満の場合の受診勧奨の内容等	※受診率が 95%以上 100%未満の場合は、未受診者に対して早期受診を働きかけていることを本欄で説明してください。 (受診勧奨の対象者数、実施時期及び実施内容を明記してください。) ※不要な個人情報は掲載しないでください。						

注) 本説明書は、各項目につき A 4 一枚 (片面印刷) までとさせていただきます。

(別添2)

認定基準適合状況説明書



(項目番号 3-1-2 ②受診勧奨の取り組み)

【適合基準】 以下①②のいずれかに該当すること

① 定期健康診断等の結果、再検査や精密検査が必要とされた従業員に対して、受診を促すための取り組み又は制度があること

② 従業員に対し、がん検診等、任意検診の受診を促す取り組み又は制度があること

* 定期健康診断、保健指導、特定健康診査・特定保健指導や、女性の健康に特化している受診勧奨は、この項目の評価対象外

記載欄	
該当項目 (いずれかに○)	<input type="radio"/> ① 再検査、精密検査、要治療の従業員への受診勧奨 <input type="radio"/> ② がん検診、任意健診の受診勧奨
取組の種類 (該当するものに✓)	<input type="checkbox"/> 定期健康診断の再検査等に要する時間の出勤認定や特別休暇認定 <input type="checkbox"/> 休日等に再検査等を受診した際の出勤認定又は有給以外の特別休暇の付与 <input checked="" type="checkbox"/> がん検診等、任意検診の費用補助 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (対象者に対して受診勧奨及び報告書の提出を促す。)
実施内容の説明	<p>①健康診断担当者より個人結果票と同時に「あなたの検診結果は再検査・再受診です」と「受診報告書」を添付し受診勧奨及び報告書の提出を促す。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>②SAS スクリーニング 検査 全従業員対象に受診勧奨 (全費用会社負担)</p>

注) 本説明書は、各項目につきA4一枚 (片面印刷) までとしてください。

(別添2)

認定基準適合状況説明書





(項目番号 3-3-1 ⑨保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み)

【適合基準】：以下①②のいずれかに該当すること

① 健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる従業員に対し、医師又は保健師による保健指導の機会を提供していること

② 保険者による特定保健指導の実施を促すため、指導時間の就業時間認定又は特別休暇認定や指導のための場所の提供等の取り組みを行っていること

※保健指導、特定保健指導については、健康経営優良法人 2019（中小規模法人部門）認定基準解説書 P29 参照

記載欄	
該当項目 (いずれかに○)	<input type="radio"/> ① 保健指導の実施 <input type="radio"/> ② 特定保健指導の実施を促す法人の取り組み
実施日(期間)	平成 30 年 09 月 15 日 ～ 平成 31 年 04 月 04 日
取組の概要	<p>【該当項目で①を選択した場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 定期健診の結果、保健指導が必要とされた対象者に対して、産業医や保健師による保健指導の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 定期健診の結果、保健指導が必要とされた対象者に対して、地域産業保健センターによる保健指導への申込</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>【該当項目で②を選択した場合】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 特定保健指導実施時間の出勤認定、特別休暇認定</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 従業員の特定保健指導受診のための勤務シフトの時間調整</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 保険者への特定保健指導の実施支援（特定保健指導実施場所の提供等）</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>
実施内容の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・全従業員対象に健康診断後の「健診結果説明会」を開催し保健指導を受けやすい環境の整備。 ・対象者の上長より受診勧奨を促す。 ・受診が出来るよう勤務シフトの時間調整。 ・勤務時間内に特定保健指導を実施。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">     </div>

注) 本説明書は、各項目につきA4一枚(片面印刷)までとしてください。

(別添2)

認定基準適合状況説明書

(項目番号 3-3-3 ①運動機会の増進に向けた取り組み)

【適合基準】

従業員の健康課題に基づき、従業員の運動機会の増進に向けた取り組みを継続的に
行っていること

(従業員の健康増進に向けた目標 (【項目番号 3-1-4】参照) や、従業員の健康課題
をもとにしていない施策、運動機会の増進を直接の目的としていない取り組みは不適と
する)

記載欄	
取組の概要	腰痛防止体操・ウォーキングイベント参加
取組実施に 至った 従業員の 健康課題等	<input type="checkbox"/> 従業員の運動不足の解消 <input checked="" type="checkbox"/> 従業員の心身のリフレッシュ <input checked="" type="checkbox"/> 従業員の健康意識の向上 <input type="checkbox"/> その他 ()
実施日 (期間)	平成 30 年 04 月 07 日～平成 31 年 03 月 31 日
取組の種類	<input type="checkbox"/> 徒歩や自転車での通勤環境の整備 <input checked="" type="checkbox"/> ラジオ体操やストレッチの実施、クラブ活動の促進 <input type="checkbox"/> 従業員対抗の取り組み (歩数競争等) <input type="checkbox"/> 運動施設利用料の会社負担 <input type="checkbox"/> 心身の健康増進を目的とした旅行 (ヘルスツーリズム) を通じた運動知識の向 上や運動機会の増進 <input checked="" type="checkbox"/> 官公庁・自治体等の職域の健康増進プロジェクトへの参加による運動機会の増進 <input type="checkbox"/> その他 (健康に関する情報提供)
実施内容の 説明	<p>・ストレッチ体操実施</p> <p>全従業員対象に毎月行われる安全対策会議 の時間を利用して安全衛生管理者より「ス トレッチ体操で腰痛防止」の紹介と実施。また 毎日実施するよう推進している。</p>   <p>・ウォーキングイベント参加</p> <p>全従業員を対象として健保が主催しているウォ ーキングイベントに参加。総務係が中心となり、参加 を募り、毎年多くの社員が参加している。 日々楽しみながら沢山歩くことを総務として 年間を通して推奨している。</p>  

注) 本説明書は、各項目につきA4一枚 (片面印刷) までとしてください。